別表第一〇二・一〇号を削る。

別表第一二・〇一項及び第一二・〇二項を次のように改める。

一二・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二〇一・一〇	播種用のもの	無税
一二〇一・九〇	その他のもの	一キログラムにつき七二六円
一二・〇二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
一二〇二・三〇	播種用のもの	一キログラムにつき七二六円
	その他のもの	
一二〇二・四一	殻付きのもの	一キログラムにつき七二六円
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円

別表第一二・〇七項中「

一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税
	綿実	
一二〇七・二一	播種用のもの	無税
一二〇七・二九	その他のもの	無税
一二〇七・三〇	ひまの種	無税

」を

一二〇七・二〇	綿実	無税

」に改め、同表第一二〇七・五〇号の次に次の二号を加える。

一二〇七・六〇	サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種	無税
一二〇七・七〇	メロンの種	無税

別表第一二・一二項を次のように改める。

一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・イインテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一二一二・一〇	海草その他の藻類	
	食用に適するもの	
	一　長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一円五〇銭
	二　あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の一に掲げる物品を除く。）	四〇％
	三　その他のもの	一五％
一二一二・二九	その他のもの	五％
	一　ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	無税
	二　その他のもの	無税
	その他のもの	
一二一二・九一	てん菜	無税
一二一二・九二	ローカストビーン（キャロブ）	無税
一二一二・九三	さとうきび	無税
一二一二・九四	チコリーの根	一五％
一二一二・九九	その他のもの	
	一　こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	一キログラムにつき三、二八九円
	二　その他のもの	五％

別表第一五・〇一項及び第一五・〇二項を次のように改める。

一五・〇一	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	
一五〇一・一〇	ラード	
	一　酸価が一・三を超えるもの	無税
	二　その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五〇一・二〇	その他の豚脂	
	一　酸価が一・三を超えるもの	無税
	二　その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五〇一・九〇	その他のもの	七・五％
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	
一五〇二・一〇	タロー	無税
一五〇二・九〇	その他のもの	無税

別表第一六類の号注2中「及び甲殻類」を「並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一六類に備考として次のように加える。

備考

1　第一六〇五・五九号又は第一六〇五・六九号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。

別表第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一七	うなぎ	九・六％